

テレビ松本12チャンネル「月間ニュース」の取材・放送をご希望される皆様へ

テレビ松本ケーブルビジョン 筑北専用チャンネル（12チャンネル）で放送をしている「月間ニュース」への取材・放送を希望される場合は、以下をご確認、ご了解のうえ役場総務課までご連絡ください。

1 取材・放送ができる内容

区、常会、村内で活動している団体が行うイベントや行事など
（例：地区敬老会、お祭り、スポーツ大会、交流会など）

2 取材・放送をお断りする内容

- （1）個人、企業、営利団体、宗教団体、政治団体が行うイベントや行事など
- （2）営利や宣伝を目的とした内容
- （3）テレビ松本ケーブルビジョン及び村が放送できないと判断した内容（放送法に抵触する等）

3 お申込みから放送まで

（1）事前連絡

取材を希望する日の前月15日頃までに役場総務課にご連絡ください。

（イベント名、イベント詳細、取材日時、取材場所、担当者、連絡先等をお伺いします）

（2）取材・放送の可否のご連絡

役場の担当より、放送の可否や連絡事項についてご連絡します。

※放送時間や取材件数に上限がありますので、お申しいただいたイベント等の取材・放送をお断りする場合があります。

（3）取材（イベント等当日）

テレビ松本の取材に関する対応をお願いします。

※取材に関して役場の職員は同行しません。

4 放送

取材日の翌月に放送します。

その月に毎日、同じ内容で放送されます。期間を設けての放送はできません。

※取材が月末の場合は、放送は翌々月となります。

5 注意事項

- （1）放送の記録媒体（DVD、ビデオテープ等）の提供はできません。
- （2）番組の著作権はテレビ松本ケーブルビジョンと筑北村に帰属しますので、二次使用はできません。
- （3）放送内容に関する視聴者や村民等とのトラブルについて、テレビ松本ケーブルビジョン及び村は一切の責任を負いません。